

令和3年1月15日

保護者 様

愛知県立東海南高等学校
校長 宮崎 千智

緊急事態措置を受けた学校の対応について

このたび、令和3年1月13日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、緊急事態措置が知事から発出されました。

これを受け、県教育委員会から、県立学校の対応について指示がありました。感染拡大を抑えるために、以下のとおり対応してまいります。また、今後の県内の感染状況や国の通知等を踏まえた上で、この対応を変更する場合には、改めて通知します。保護者の皆様におかれましても、ご協力をお願いいたします。

記

1 学校の基本方針

本県が緊急事態宣言の対象に加えられたことを踏まえ、警戒度をこれまでより高めて、感染症対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続してまいります。

2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚を持って感染防止対策に取り組む必要があります。そのため、改めて、基本的な感染対策を徹底します。

***以下の文中で、背景色を付けたところが、感染レベル3に対応して強化・追加する内容です。**

1 登校にあたり、家庭の留意事項

(1) 健康観察・家庭の状況への対応

ア 毎日の健康観察を実施し、新型コロナウイルス感染症を疑う発熱等の風邪症状が見られるときは登校を禁止します。また、その症状について医療機関に電話で相談してください。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合を除きます。)

イ **同居家族に新型コロナウイルス感染症を疑う発熱等の風邪症状が見られる場合、登校を控えてください。**

ウ **同居家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、本人は登校を控えてください。**

エ 登校前に必ず検温してください。

オ 発熱以外にも心配な症状の見られる場合は登校を控え、学校に相談してください。

(2) マスクを着用して登校してください。

(3) ハンカチ・タオル及びティッシュペーパー、ビニール袋等を持参してください。

(4) 十分な睡眠や食事をとり、免疫力を高めるよう留意してください。

2 学校が対応すること

(1) 朝・業後のS T時には、健康観察を実施します。

検温をし忘れて登校した際は、教室に入る前に職員室で必ず検温します。

(2) 登校後、体調不良・風邪の症状等が生じたときは早退させます。その際は、保護者へ必ず連絡を入れますので、ご承知おきください。なお、症状について、医療機関に電話相談してください。

(3) 感染経路を絶つ手立てとして、手洗いや咳エチケットを徹底し、マスク着用は必須です。

手洗い場には石鹸を設置し、手洗いを促します。特に、多くの生徒の触れる場所や共有の教材教具などに触る前後には手洗いの徹底を促します。

(4) 「3つの密」条件が、同時に重ならないような対応します。

ア 「密閉対策」：屋内（教室・体育館等）では、窓を開放したり、対角線上の2方向の窓を同時に開けたりして**常時**換気を行います。これは、暖房設備の稼働時にも行います。

イ 「密集対策」：多数が集まる場面では、1mを目安に適切な間隔を保ち、私語を慎むよう促します。

ウ 「密接対策」：マスク着用を必須とし、他者とまぢかでする会話や**大きな発声を慎む**よう促します。

(5) 授業での対応

1つの教室に40名程度の生徒を入れると、十分な身体的距離の確保は困難ですので、健康観察、マスク着用、換気等の感染防止対策を徹底する必要があります。こうした対策に加えて次のように指導します。

ア **「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」は行わない。**

イ 授業における学びに不可欠な音読・ペアワークは、**ペアを組む相手を固定し、近距離で対面にならない形で実施し、できるだけ短時間（15分以内）にとどめる。**

(6) 昼食時の留意事項

昼休みの時間を通常より延長し、手洗いの時間を確保するとともに、次のとおり、指導します。

ア **座席を正面にむけたままとし、机を移動させたり、向かいあわせにしたりしない。**

イ 机上に清潔なハンカチ等を敷き、その上に弁当等を置いて食事する。

ウ **食事中は、自席で前を向いて食べ、私語をしないことを徹底する。食後は、速やかにマスクを着用する。**もし、咳やくしゃみなどで飛沫が飛びそうになったら、すぐにハンカチ等で口を押えることができるように備える。

(7) 部活動

ア **対外的な練習試合、合同練習は自粛する。**

イ **公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。**

なお、期間中は高体連主催の公式戦は開催されない。

ウ **生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏などについては行わない。**

エ **活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。**

オ **可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。なお、最終下校時刻（冬時間 17:30）の延長はしない。**

4 その他

(1) 公共交通機関を利用して通学する場合には、必ずマスクを着用し、電車内やエレベーターでは会話を慎むことや人に大きな声で話しかけないことなど適切な行動を身に付けましょう。

また、降車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどの対策を促します。

(2) **授業後や部活動終了後、生徒同士で食事やカラオケなど寄り道せず、まっすぐ帰宅するよう指導しますので、休日も含めた自粛について各家庭でもご協力願います。**

(3) **各家庭においても、20時以降の不要不急の外出もお控えいただき、感染予防に努めてください。**

担 当 教頭（坪井佳代・杉江郁秀）
連絡先 0562-34-3811